ビジネス環境の改善に向けて

政府は、現政権発足以降、一貫して対日投資の促進を成長戦略の 柱の一つと位置づけ、日本を「世界で最もビジネスのしやすい国」 とするための各種施策を打ち出してきた。

とりわけ、60年ぶりの電力・ガス小売市場の全面自由化をはじめとする岩盤規制改革など、政府の開かれた市場の創出に向けたコミットメントは、外国企業への力強いメッセージともなり、日本への進出を後押ししてきたといえる。

加えて、近年急速に進展する第4次産業革命によるイノベーションがあらゆる産業や社会に波及する動きの中で、政府は既存の枠組みにとらわれない、新たな改革を導入している。

この章では、これらの政府の取り組みやその成果を中心に、ビジネス環境の改善および外国企業の誘致に資する施策を紹介する。

1.一層の改善が進む日本のビジネス環境

(1) 「まずやってみる」を許容する新たな社会実証: レギュラトリー・サンドボックス制度の創設

政府は、「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)において、革新的な新規事業を育成するため、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す、規制の「サンドボックス」制度の創設を打ち出した。

本制度は、急速に発展しているIoT、AI、ビッグデータ、ドローン、自動走行をはじめとするイノベーションの成果を活用する分野で、既存の法規制が想定していない新規事業を企業が行う際に適用することを想定したもの。小さな失敗を許容しながら試行錯誤して革新的なサービスや製品を立ち上げていくことから、「砂場(サンドボックス)遊び」に例えられる。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、新規事業に関する社会実証を行い、そこから得たデータや知見を基に新たなルールを「走りながら考えていく」仕組みは、前例のないことが認められにくいとされてきた日本において、「まずやってみる」ことを許容する点で画期的といえる。対象地域を限定する、かつ、実現には改正法案の国会提出・審議が前提となる国家戦略特区とは異なり、本制度は、プロジェクト単位の実証実験を進めるもの。実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証がうまくいかなかった場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実証により得

られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかすこととされている。

この仕組みは、FinTechの分野で既に英国やシンガポールで導入されているという。日本では、第8回未来投資会議(2017年5月12日開催)において、高速電力線通信を活用した高齢者や子供の見守りサービスでの活用なども議論されている。また、「未来投資戦略 2017」では、プロジェクト単位での規制の「サンドボックス」制度の創設に加え、国家戦略特区においても、自動走行、小型無人機(ドローン)等の近未来技術について、事前規制・手続の抜本的な見直し等により、実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設することとしている。

(2) 行政手続コストの2割削減

日本の行政手続については、長らく、事業者から「負担感が大きい」 との指摘がなされてきた。外資系企業もその例外ではなく、ジェトロが外資系企業を対象に毎年実施する「日本の投資環境に関するアンケート調査」でも、「行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さ」は、日本でビジネスを行う上での阻害要因として常に上位にランクインしてきた。

こうした状況を改善するべく、政府は「日本再興戦略 2016」 (2016年6月2日閣議決定) において、「2016年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」こととし、初めて、行政手続コストの削減に関する数値目標の設定が方向付けられた。

これを受け、2016年9月以降、政府の規制改革推進会議の行政手続部会は、既存の取り組みや諸外国の取り組みをレビューし、日本への示唆を得るとともに、行政手続コスト削減についての事業者ニーズを事業者目線で把握・検討した上で、2017年3月29日の規制改革推進会議において、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減することを目指す方針を決定した。

また、行政手続コスト削減にあたっては、「行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)」、「同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)」、「書式・様式の統一」を行政手続簡素化の3原則とし、営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力などの9分野を重

点分野として取り組むことが決定された。

政府の「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)は、 この取り組みを「大きな一歩」と評価した上で、「行政目線の『行 政手続』から事業者目線の『公共サービス』に発想を大きく転換し、 あらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取 り組むことが不可欠」と指摘している。

(3) 規制・行政手続見直しワーキング・グループ とりまとめ

政府は、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための 政策パッケージ」(2016年5月20日対日直接投資推進会議決定) や「経済財政運営と改革の基本方針2016」(2016年6月2日閣 議決定)において、外国企業が日本への投資活動を行うに際して課 題となる規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内を目途 に結論を得ることとした。

これを受け、閣僚会議である対日直接投資推進会議は、内閣府特 命担当大臣(経済財政政策)の指名を受けた有識者、実務家、外資 系企業関係者等から構成される「規制・行政手続見直しワーキング・ グループ」を設置。2016年8月以降、同ワーキング・グループに おいて議論を進めてきた。

2017年4月24日、同ワーキング・グループはそれまでの検討 を踏まえて、関係省庁等が実施することとした具体的な取り組みを とりまとめ、その内容は2017年5月10日の対日直接投資推進会 議で了承された。同ワーキング・グループでは、外国企業等へのヒ アリングや委員等からの指摘を踏まえ、スピード感を持って具体的 な解決策が講じられた結果、さまざまな見直しにつながった。

以下、とりまとめの主な内容を紹介する。

法人設立・登記関係

①出資金払込みの口座の名義人の範囲拡大、 払込先の金融機関の対象の拡充

これまで、外国企業が子会社の株式会社を日本国内に設立する際、 発起人又は設立後の法人の代表取締役となる者の口座(国内銀行口 座等)に出資金の払込みを行う必要があったが、2017年3月より、 これらに限らず、発起人の委任を受けた者の口座であればよいこと とした。

また、発起人である外国企業や海外在住の代表取締役となる予定 の者(代表取締役のうち一人は日本に居住していなければならない との要件は2015年3月に撤廃済み)は、日本に住所がなく日本国 内で銀行口座等を開設することが現実的に困難であり、このために 出資金の払込みを行うことができず、会社設立の手続を円滑に行う ことができないとの課題があった。

これに対しては、会社法で認められる出資金の払込取扱機関の範 囲について、邦銀の海外支店の口座が含まれることを法務省民事局 長通達により明確化し、関係者への周知を行った。また、世界各地 で拠点を展開する邦銀(いわゆるメガバンク)に対して金融庁より 態勢の整備を要請し、各行において対応がなされた。

②サイン証明書

印鑑証明書を有しない外国人が法人設立等に関する登記を行う場 合は、印鑑証明書の代替として、本国官憲が作成したサイン証明書 (署名証明書) が必要となることがあるが、これまでサイン証明書を 取得できる場所は、本人の国籍国か日本(日本における国籍国領事) に限定されていた。このため、第三国に居住する外国人は、サイン 証明書を取得するために国籍国か日本まで移動する必要があり、大 きな負担となっていた。

これに対しては、法務省民事局長通達により、法人設立等の手続 に必要なサイン証明書の取得について、本人の現在の居住国等の第 三国における国籍国の官憲によることも可能であるとした。また、 国籍国本国で取得可能であっても日本における領事がサイン証明書 を発行していない場合には、2017年2月から日本の公証人による サイン証明書でもよいこととなった。

③法人設立後の銀行口座開設手続の円滑化

外国企業の子会社等として新たに設立された日本法人について、 銀行口座の開設に時間がかかったり、断られたりすることがあり、日 本で本格的に事業を開始させたい企業にとって、時間的・経済的損 失が生じていた。

このため、金融庁よりメガバンク3行に対し、外国企業が設立し た内国法人や支店の銀行口座開設が円滑に進められるよう、対応で きる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢の整備を 要請した。メガバンク3行は態勢を整備し、相談窓口を明確化した。 各行の窓口情報は、2017年3月よりジェトロのウェブサイトに掲 載されている。

在留資格関係

④日本版高度外国人材グリーンカード

高度外国人材をさらに呼び込むため、高度外国人材の永住許可申 請に必要な在留期間をこれまでの5年から大幅に短縮する世界最速 級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を2017年4月に創設 した(図表 2-1)。

これにより、高度人材ポイント制で80点以上を有する高度外国 人材は1年以上の在留で、70点以上の高度外国人材は3年以上の 在留でそれぞれ永住許可申請が可能となった。また、高度人材ポイ ント制をより活用しやすいものにするため、成長分野(IT等)にお いて所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材やトップ 大学卒業者に対する加算等、評価項目の追加を2017年4月から

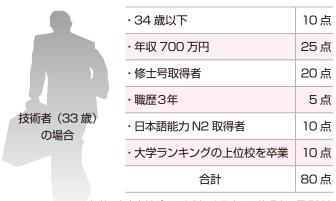
図表 2-1 日本版高度外国人材グリーンカードの概要

日本版高度外国人材グリーンカードのイメージ

見直し前 永住許可を申請するまでに必要な期間 高度人材ポイント 70点以上 5年 見直し後 (2017年4月~) 永住許可を申請するまでに必要な期間 70点以上 3年 短縮 80点以上 1年 短縮

ポイント計算の例

年齢、年収、学歴、職歴、研究実績等を点数化し、70 点以上を優遇



参考:高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html

実施した。

このほか、高度外国人材が帯同する家事使用人の受入れ要件について、高度外国人材本人の入国後でも呼び寄せられるよう見直しを検討し、2017年秋を目途に所要の措置を講じることとしている。

⑤在留資格手続のオンライン化

在留資格に関する手続は、入国管理局の窓口に出向いて行う必要があり煩雑であることに加え、窓口が混雑していて時間がかかるとの課題があった。このため、手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進めることとなった。

また、在留資格に関する手続の標準処理期間は、公表されているものの、申請から認定までに時間がかかる場合があり、所要時間の見通しを立てづらかった。このため法務省は、手続期間の実績データの公表を2017年度から開始した。また、在留資格に関する手続のオンライン化の検討に併せて、処理の進捗状況(申請受付、審査中、結果通知等)をオンライン上で確認できる仕組みの導入が検討されることとなった。

行政手続のワンストップ化

⑥「東京開業ワンストップセンター」の取扱業務の拡充

2015年4月に国家戦略特区を活用した取り組みの一つとして

ジェトロ本部内に設置された「東京開業ワンストップセンター」では、法人設立に係る手続を集約化するための各ブースが置かれているが、国税・商業登記に関する申請を受け付けていないなど、取扱業務が限定され、利便性の一層の向上が課題になっていた。

この課題への対応として、登記、税務、年金等の 6 事務の電子申請を可能にするとともに、8 種類全ての手続について、受付まで行うことを可能とした。

また、「東京開業ワンストップセンター」で申請可能な在留資格関係の対象は「経営・管理」、「企業内転勤」のみで、かつ法人設立後6カ月以内に限られていたが、今般、取り扱う在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加し、申請できる期限を段階的に延長することとした。

輸入関係

⑦統計品目番号の「国内細分」の統廃合推進による 企業の分類作業負担の軽減

輸入品について、通関の際に使われる統計品目番号の分類確認作業に時間がかかることがあり、また、その際のやり取りが企業の負担になっているとの課題があった。これを受け、統計品目番号 (HS コード等)の国内細分の統廃合により企業の分類作業負担の軽減を図ることとした。

具体的には、がん具に係る国内細分の統合は2017年度に実施し、 衣類に関しては、統計把握の必要性が低い国内細分の2018年度の 統廃合(T シャツについては 2017 年度に実施)について検討する こととなった。

また、衣類以外についても関係省庁において、削減のための取り組みを進めていくこととした。

その他

⑧未承認医療機器の展示会への出展

未承認医療機器の展示については、これまで、出展の可否を左右 する医薬品医療機器法への抵触が分かりにくいとの課題があった。 これを受け、厚生労働省にてルールの明確化や周知方法について検 討の結果、未承認医療機器の展示に関するガイドラインが改正され た。

新ガイドラインでは、日本法人が無い海外の事業者が、国内の事業者を対象とし、自社の製品を国内において製造販売する事業者等を獲得すること(いわゆるビジネスマッチング)を目的とする展示会においては、(i)未承認品であり、販売、授与できない旨を明示すること、(ii)製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験データ等事実に基づいたもの以外は行わないこと、など一定の条件のもとで出展可能なことが明確化された。

(4) 2017 年度税制改正の動き

①国外財産に対する相続税・贈与税の 納税義務の範囲の見直し

2017年3月27日、「所得税法等の一部を改正する等の法律」 が成立し、国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の範囲の見 直しがなされた(図表 2-2)。

これまで、日本で就労する外国人が日本で死亡した場合に、単身 赴任か家族帯同かにかかわらず、日本における国内財産に加え、本 国の不動産や金融資産などの国外財産に対しても日本の相続税の課 税対象になることがあり、高度外国人材等の日本への駐在をためら わせる阻害要因となっていた。 今回の改正では、高度外国人材等が日本で働きやすい環境を構築するため、一定の要件を満たした高度外国人材などの保有する国外財産に対する相続税などを見直した。この結果、在留資格を持って一時的に日本に滞在している外国人〔注〕が被相続人または相続人となる場合の相続等については、国外財産を課税対象としないこととなった。

この改正は2017年4月1日以後の相続又は贈与について適用されている。

〔注〕出入国管理及び難民認定法別表第 1 の在留資格の者で、過去 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下の者

②研究開発税制

また、今回成立した「所得税法等の一部を改正する等の法律」では、試験研究を行った場合の税額控除制度である研究開発税制について、抜本的な見直しが行われた。

いくつかある改正ポイントのうち注目される点は、研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業における「モノづくり」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の新たな「サービス」の開発に係るものが追加されたことである。

これは、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した第4次産業革命による新たなビジネスの創出を支援する観点からの措置であり、(i)センサー等による自動的なデータの収集、(ii)専門家による情報解析技術を用いた分析、(iii)データの分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスの設計および(iv)当該サービスの再現性の確認の全てが行われるものがその対象となる。サービス開発の対象となる事例としては、ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を提供するサービスや、ウェアラブルデバイス等により個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、最適なフィットネスプランや食生活の推奨、病院受診推奨の提供等が想定される。

今回の試験研究費の定義見直しにより、第4次産業革命時代の、データを鍵とした価値創出のためのサービス開発を行う場合でも研究開発税制の優遇を受けることができることとなり、イノベーション創出がさらに後押しされることが期待される。

図表 2-2 課税範囲に係る見直しの具体的事例

1. 日本に在留する外国人が死亡した場合

- ①単身赴任で在留している外国人が死亡した場合、外国に住む親族が相続する財産の課税対象を国内財産に限定する。
- ②家族帯同で日本に在留する外国人が死亡した場合、家族が相続する財産の課税対象を国内財産に限定する。

2. 日本に在留する外国人の国外の親族が死亡した場合

③日本に在留する外国人の、外国に在留する親族等が死亡した場合、当該親族の有する財産の課税対象を国内財産に限定する。

(5) 観光分野における規制緩和

2017年5月26日、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が成立した。2017年度内に施行される見通しで、従来、国家資格である「通訳案内士」の有資格者にのみ認められてきた外国人旅行者への有償の通訳ガイドが、無資格者でも可能になる。

2013年に初めて 1,000 万人を超えた訪日外国人客数は、2016年には 2,400 万人に達し、4年連続で過去最高を更新した。その約7割が東アジアからの旅行者だが、観光庁によると、通訳案内士は大都市部に偏在し、言語も英語に偏りがあるなど、旅行者の通訳ガイドに対するニーズが多様化するなかでミスマッチが課題になっていた。

その一方で、これまでの通訳案内士法では、有償で通訳と観光案内をするガイドには国家資格が必要と規定していたため、これが実態に合わなくなったとして、1949年の制度創設以来初となる規制緩和が行われた。この改正により、通訳案内士の業務独占規制は廃止され、名称独占規制へと変更される。地域限定で活動する「地域通訳案内士制度」も新設し、地方での人材不足に対応していく。

また、住宅の空き部屋やマンションの一室を利用して旅行者を宿泊させるいわゆる「民泊」についても、そのルールを定めた「住宅宿泊事業法(民泊新法)」が2017年6月9日に成立した。これまで、日本において合法的に民泊サービスを行うためには、一部の特例を除けば国家戦略特区における特区民泊の仕組みを活用するなど、限

られた方法しかなかったが、同法が施行されれば、家主は都道府県など自治体に届出をすることで年間 180 日を上限として民泊サービスが行えるようになる。

新法の成立を受けて、民泊サービス提供大手の外資系企業は相次いで歓迎のコメントを出しており、急増する外国人旅行者の新たな受け皿として民泊の役割が期待される。

(6) 外国企業パーソナルアドバイザー制

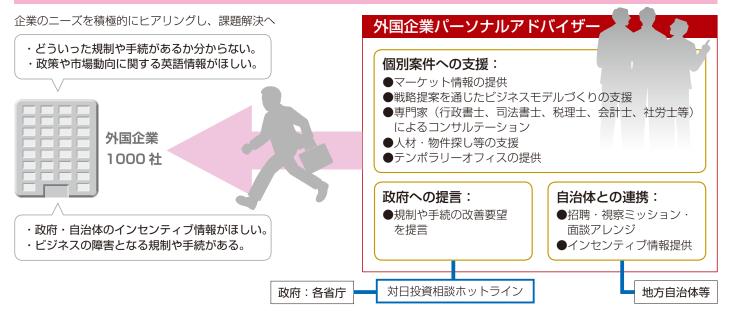
政府は、外国企業に対して、規制や行政手続に関するきめ細かな サポートとソリューションを提供するため、ジェトロの誘致担当者が 支援企業約 1,000 社を対象に、企業のニーズ等を積極的に吸い上 げてスピーディーに対応する「外国企業パーソナルアドバイザー制」 を新たに導入した(図表 2-3)。

この取り組みは「未来投資戦略 2017」(2017 年 6 月 9 日閣議決定)にも盛り込まれ、重点 10 分野〔注〕の英語情報発信や、誘致担当者と専門家チームによる、関係省庁との連携を通じた外国企業へのコンサルテーションの充実および個別課題の解決を図ることとしている。

〔注〕重点 10 分野:環境エネルギー、ライフサイエンス、観光、サービス、ICT、製造・インフラ、在留資格、税、労務・社会保険、会社設立

図表 2-3 外国企業パーソナルアドバイザー制のイメージ

ジェトロの誘致担当者(外国企業パーソナルアドバイザー)が支援企業のニーズを積極的に聞き取り、きめ細かなサポートを提供

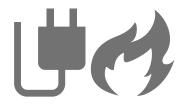


2. これまでのビジネス環境改善の取り組みおよび進捗状況

(1) 岩盤規制改革の進展

①エネルギー分野

電力小売市場の全面自由化 (2016年4月) ガス小売市場の全面自由化 (2017年4月)



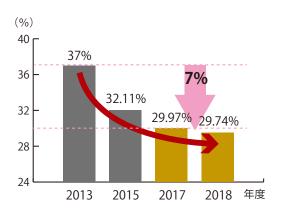
②医療分野

再生医療早期承認制度の導入(2014年11月)



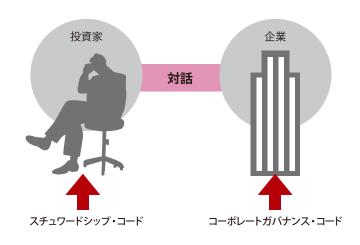
③法人実効税率の引き下げ

3年間で約7%引き下げ(2013年度→2016年度) 2018年度には29.74%まで引き下げ予定



④コーポレートガバナンスの強化

日本版スチュワードシップ・コード策定(2014年2月) コーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年6月)



⑤国家戦略特区の活用

岩盤規制を先進的に改革する目的で創設され、2013年12月の法制定以来、10の地域を特区として制定。これまでに実現した規制改革事項は全国的措置等を含め、70以上にのぼる。10の区域内では、253の事業が認定され(2017年9月時点)、現在、目に見えるかたちで迅速に進展している。



(2) 外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束

2015年3月17日に行われた対日直接投資推進会議では、内閣 総理大臣出席の下、外国企業から「利便性を阻んでいる」との指摘 の多い事項について「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」 を決定した。

その内容は、①日常生活における言語の壁の克服、②インターネッ

トの接続環境の向上、③地方空港のビジネスジェットの受入れ、④ 海外から来た子弟等の教育環境の充実、⑤外国企業からの相談への 対応強化の5つで、外資系企業にとってビジネスのしやすい環境を 整えるとともに、外国人にとっての生活環境の改善を目指している。

これら5つの約束に関する2016年度末時点における主な進捗 状況は以下のとおりである。

図表 2-4 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の進捗状況(2016年度末時点)

1つ目の約束「日常生活における言語の壁の克服」

· - H - > (-) > (-) H 1 3 - 2	口にもののの口口の主なの間に
項目	進捗状況
小売業の多言語化	·2015 年度に作成した「小売業の店内多言語化にかかるガイドライン」について、流通団体に周知。引き続き、ガイドラインの周知・普及を図る。
医療の多言語化	・医療通訳等が配置された拠点病院を新たに8か所選定し、累計で27か所整備。2017年度は10か所分の関連予算を計上しており、対象医療機関を公募により選定予定。 ・国家戦略特区では、東京圏において、2015年12月に外国医師2名が、英語による医師国家試験に合格。2016年9月より、外国医師による外国人患者の診察を開始。
飲食店の多言語化	・2016 年度は、前年度に作成した基礎編に続き、応用編の「インバウンド対応ガイドブック」を作成。全国 5 か所でインバウンド対応セミナーを開催。 ・2017 年 2 月時点で大手外食チェーン店の約 7 割の店舗が多言語メニュー等を整備。
多言語音声翻訳	・多言語音声翻訳システムの更なる精度向上と旅行会話以外の分野への技術の拡大を図った。 ・2017 年 3 月末時点で、多言語音声翻訳アプリのダウンロード数は約 62 万 1 千件。

2つ目の約束「インターネットの接続環境の向上」

項目	進捗状況
無料公衆無線 LAN	・訪日外国人向け無料Wi-Fiサービスが拡充され、2017年2月現在、ソフトバンクが全国40万スポット、NTT BPが全国15万スポット、 ワイヤ・アンド・ワイヤレスが全国20万スポットで提供中。
	・無料公衆無線 LAN スポットを紹介する Japan Free Wi-Fi ウェブサイトのユーザビリティの向上を図るとともに、無料公衆無線 LAN スポット情報の登録の働きかけを行い、2017年3月時点で14万3千スポットが登録された。

3つ目の約束「地方空港のビジネスジェット受入れ」

項目	進捗状況
	・2015 年度、14 空港で 44 ブースを増設。また、2015 年 7 月に地方空港を管轄する出張所に 15 名の入国審査官を緊急増員
地方空港における	したほか、審査機動班として 2 官署に 20 名を配置。
ビジネスジェット受入れ	🗜 2016 年度、4 空港で 6 ブースを増設。また、入国審査官 155 名の増加措置に加え、9 月には 62 名の緊急増員を措置。また、
	10月から関西空港、高松空港及び那覇空港に、個人識別情報(指紋及び顔写真)を事前に取得するための「バイオカート」を導入。

4 つ目の約束「海外から来た子弟等の教育環境の充実」

. =	211123 1123 12311311131123 1232
項目	進捗状況
外国人留学生の就職	・セミナー等で「留学生支援ネットワーク」について周知した結果、加入大学数、登録留学生数及び登録企業数が増加。2017年3月時点で87大学、約3,000人の留学生、企業約800社が登録。引き続き同ネットワークの大学・企業等への周知を図る。 ・外国人留学生向けの就職面接会を2015年度は8月、10月、3月に開催。2016年度は東京(7月、10月、1月)、埼玉(5月、7月)、愛知(10月)、大阪(11月)、福岡(5月)において開催。のベ473社、6,376人が参加。
インターナショナル スクール	・2015 年 7 月、文科省より都道府県に対し、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準の弾力化を要請する通知を発出。 ・2016 年 1 月、東京都が建物・土地の賃貸借要件を 20 年から 10 年へ短縮。
小学校の英語授業	・JET プログラム (The Japan Exchange and Teaching Program) による外国語指導助手は、2014 年度 4,101 人から 2015 年度 4,404 人、2016 年度 4,536 人と増加。2019 年度までに 6,400 人以上とすることを目指す。 ・小学校における外国語指導助手の活用人数は、2013 年 12 月時点の 7,735 人から 2014 年 12 月時点 10,163 人、2015 年 12 月時点 11,439 人、2016 年 12 月時点 12,424 人と増加。引き続き活用促進を図る。

5つ目の約束「外国企業からの相談への対応強化」

	NO DISTRICT
項目	進捗状況
企業担当制	・重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制を創設。2016 年 3 月に対象企業 9 社を選定。 ・2016 年 4 月より制度の運用を開始し、2016 年度末までにのべ 12 回の副大臣による面談を実施。
自治体との連携	・地域への企業誘致等を推進するため、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築し、2015 年 8 月から稼働を開始。 ・同ポータルサイトに登録された地域産品情報などを世界に発信するため、2016 年度に多言語化(英語、フランス語、中国語、韓国語)等を実施。

(3) グローバル・ハブを目指した 対日直接投資促進のための政策パッケージ

2016年5月20日、対日直接投資推進会議は「グローバル・ハ ブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定した。

進捗状況

本政策パッケージでは、柱の一つとして、外国企業と外国人の活 動の円滑化に焦点を当てた取り組みを行うこととしており、2016 年度末時点における主な進捗状況(および2017年度以降実施予 定の取り組み)は以下のとおりである。

図表 2-5 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」の進捗状況 (2016 年度末時点)

(1) 規制・行政手続の改善

項目

次口	<u> </u>
対日直接投資推進会議において、外国企業に関する規制・行政手続簡素化について1年以内を目途に結論を得る。先行的な取組は年内に具体策を決定し、速やかに着手	・対日直接投資推進会議の下に規制・行政手続見直しワーキング・グループを 2016 年 8 月から 4 回開催。外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さを指摘されている規制・行政手続について議論を行い、2016 年 12 月 22 日の第 4 回ワーキング・グループにおいて、各省庁等において実施することとした取組を「緊急報告」として取りまとめ。 ・2017 年 4 月 24 日に第 5 回規制・行政手続見直しワーキング・グループを開催し、本ワーキング・グループにおける「とりまとめ」を決定。
2020 年度までに新たに 500 以上の法 令を外国語訳	・2016 年度は新たに 97 法令を公開。 ・外国企業が日本で会社を設立・運営する際に必要となる登記、査証、人事・労務の各種手続と申請書様式について、 その要点解説と記載事例等を示したサンプルを JETRO のウェブサイトに掲載(2016 年 12 月)。
東京開業ワンストップセンターにおける 事務について、現行の相談対応等から申 請の受付等に拡大	・2016 年 12 月 22 日より、取扱業務を拡充し、申請の窓口で 8 種類全ての手続について、受付まで行うことを可能化。 ・登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請ができるように環境を整備するとともに、サポート体制を整備。 ・在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、段階的に法人設立後 5 年以内のものまで拡大。
. ,	- ~高度外国人材受入、留学生の就職支援、英語教育 進歩状況
高度外国人材の永住許可申請に必要な在留 期間を5年から大幅に短縮(世界最速級の 「日本版高度外国人材グリーンカード」)	・2017年4月に関係省令・ガイドライン等を改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設及び高度人材ポイント制における特別加算項目の追加等を実施。
在留資格申請を 2018 年度からオンライン化	・オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、法務省内において具体的な内容を検討中。 ・在留資格に関する手続のオンライン化を 2018 年度より開始すべく、2017 年度前半を目途に対象とする手続の 範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。
家事支援外国人の国家戦略特区での受入 を推進(神奈川県、大阪市に加え、東京 都等でも利用意向に応じて対応)	・国と自治体で構成する第三者管理協議会を設置し、家事支援外国人材を受入れようとする企業が所定の基準に適合している旨の確認申請の受付を開始。(神奈川県:2016 年 3 月、大阪市:2016 年 6 月、東京都:2016 年 11 月) ・2016 年 3 月から、順次、家事支援外国人材が入国し、利用世帯における家事支援活動の提供を開始。
外国人留学生の日本での就職率を 2020 年度までに 3 割→ 5 割に引上げ	・教育機関向け留学生就職支援研修会(3 回)や企業向け外国人採用・活用セミナー(5 回)において、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を実施。 ・「留学生就職支援ネットワークシステム」の利用拡大を図るとともに、広域的な広報及び啓蒙活動により、求人登録企業を募り、登録大学が87校、登録企業が約800企業、登録留学生が約3,000名となった。 ・外国人留学生等を対象に、日本企業及び海外日系企業とのジョブフェアを日本、ASEANの5都市で開催。
日本企業文化やビジネス日本語の講座、 インターンシップ等のプログラムを修了 した外国人留学生に、在留資格変更手続 を簡素化・迅速化する優遇措置を付与	・ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の対象者に対する在留資格取得上の優遇措置については、高度人材ポイント制における特別加算項目の追加について、2017 年 1 月 18 日から 2 月 16 日までパブリックコメントを実施。 ・2017 年 4 月に関係省令等を改正し施行。在留資格申請のための提出書類の簡素化については、外務省と法務省との間で運用について引き続き協議。
	・2016 年 12 月時点で、小学校における ALT 等の活用総数は 12,424 人で前年より 985 人増加。 ・JET プログラムや補習等のための指導員等派遣事業、特別免許状等の活用に向けて周知。 ・JET プログラムによる ALT を、2019 年度までに 6,400 人以上とすることを目指す。

(3) 外国人の生活環境の改善 ~教育	5、医療、外国語対応
項目	進捗状況
2020 年までに日本語指導を必要とする	・義務標準法の改正により、2017 年度以降、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の 定数を算定することとした。
児童生徒全員に日本語指導(2014年度 現在8割)	・2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体への支援等に取り組む。
学習に必要な日本語を習得できる「JSLカリキュラム」導入校比率を拡大、政策目標を設定	・2017 年度予算において、日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体の支援等を拡充。 ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(2016 年度)の調査結果を踏まえ、具体的な政策目標を設定予定。
外国人患者の受入体制が整備された医療 機関を2016年度中に全国40か所程度 に拡大	・医療通訳・医療コーディネーターの配置及び院内資料の多言語化等の外国人患者受入体制の整備支援を実施。 ・引き続き、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関における医療通訳・医療コーディ ネーターの配置支援等を実施する。

医療機関、銀行、携帯電話、電気・ガス・医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス等の外国語対応が可能な拠点等について、JETRO のホームペー

事業者の外国語対応状況をジェトロ HP ジにおいて一元的に掲載(2016年12月)。 に集約して掲載

・引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を図る。

Doing Business ランキングの改善に向けて



世界銀行グループが発行するレポート "Doing Business 2018" (2017年10月末発表)によれば、ビジネスのしやすさの総合ランキングで日本は190カ国中34位と、前年と同じ順位となった。日本政府はビジネス環境の改善に努めているが、他国も改善努力を進めているため、全190カ国中でのランキング上昇には至らなかった(先進国33カ国中では26位から24位へと2つ順位を上げた)。

"Doing Business"の評価項目は、「法人設立」、「建設許可取得」、「電力事情」、「不動産登記」、「資金調達」、「投資家保護」、「納税」、「貿易」、「契約執行」および「破綻処理」の10項目で、総合ランキングはこれらの項目でとに算出されるDTFスコア(注)に基づいて決定される。

近年、日本の総合 DTF スコアは改善傾向にあり、2018 年は前年から 0.07 ポイント上昇した。また、「納税」の項目では、改善が進んだ分野として法人税率の引き下げが評価されている。

他方、「法人設立」についての詳細を見ると、日本は、必要コストや最低資本金に関するスコアはトップクラスであるものの、手続数に関するスコアが低い。また、評価項目「貿易」では、輸出入の書類審査に要する時間のスコアは高いものの、貨物検査や運搬に要する時間・コストのスコアが比較的低い。評価項目「契約執行」では、電子的手段による提訴や訴状の送達の可

図表 2-6 日本の総合ランキングの推移

	2017年
1	ニュージーランド
2	シンガポール
3	デンマーク
4	香港
5	韓国
6	ノルウェー
23	マレーシア
24	ポーランド
25	ポルトガル
26	アラブ首長国連邦
27	チェコ
28	オランダ
29	フランス
30	スロベニア
31	スイス
32	スペイン
33	スロバキア
34	日本

1	ニュージーランド
2	シンガポール
3	デンマーク
4	韓国
5	香港
6	米国
23	アイスランド
24	マレーシア
25	モーリシャス
26	タイ
27	ポーランド
28	スペイン
29	ポルトガル
30	チェコ
31	フランス
32	オランダ
33	スイス
34	日本

〔出所〕「Doing Business 2017、2018」(世界銀行)

否などの「裁判手続の質」に関する指標において低評価になっている。

これらの改善に向け、政府は「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)において、(1)法人設立に関しては、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるよう、あらゆる観点から官民一体で検討し、2017年度中に結論を得る、(2)貿易手続に関しては、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官民協議体を立ち上げ、速やかに検討を開始し、2017年度中に結論を得る、(3)迅速かつ効率的な裁判実現のため、裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、2017年度中に結論を得る、としている。

また、政府は2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減することを目指している。「行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)」、「同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)」、「書式・様式の統一」を3原則として事業者目線で行政手続の簡素化を進めることで、今後の日本のビジネス環境に対する評価の向上に資することが見込まれる。

(注) Distance to frontier の略。項目ごとに最先進国を 100、最後進国を 0 として、両者を結ぶ線を引き、各国が線形上のどこに位置しているか によって、その国の DTF スコアを算出する手法。

図表 2-7 日本の評価項目ごとの順位(2018年)



(注)()内はランキング。外縁が 1 位、中心が 190 位(出所)「Doing Business 2018」(世界銀行)

高度外国人材のさらなる呼び込み

column

2017年5月の有効求人倍率は43年ぶりの高水準となる一方で、完全失業率は低水準が続き、日本の労働需給は逼迫している。日銀短観の「雇用人員判断」でも全産業で人手不足感が広がりを見せる。世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎える中、労働力人口の将来見通しも厳しい。いきおい、「労働力確保」と「生産性向上」が日本社会の重要テーマとなり、これにつながり得る「働き方改革」も待ったなしの様相を呈している。

他方、労働力確保と生産性向上をめぐる手段の一つとして、急速に進む第4次産業革命の下でイノベーションを加速することも考えられ、そのためには高度な知識・技能を有する研究者・技術者をはじめとした人材の獲得が不可欠となる。ジェトロが実施した外資系企業へのアンケート調査でも、外国語でコミュニケーションのとれる技術者の不足を課題として指摘する声が多く見られた(第4章参照)。国際的な人材獲得競争が激しさを増す中、日本人のグローバル人材の育成と並び、高度外国人材の一層の受入れ拡大は喫緊の課題といえる。

国際情勢に目を転じれば、世界的に保護主義的な動きが見ら

れる昨今、日本に優秀な外国人材を呼び込む絶好の機会が到来している。例えば、政府は2017年4月、「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設し、日本の高度外国人材への入管制度は「極めてオープン」になってきている。

また、生活環境の改善では、必要とする全ての外国人子弟(小・中学生)に日本語と教科の統合指導(JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム)を可能な限り早期に提供するほか、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2017年度中に100カ所で整備することとしている。

対日投資を促進する上で「世界に開かれた日本」をアピールすることは極めて重要である。政府は、「未来投資戦略 2017」において、起業家や高度外国人材のさらなる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの下、国内外に向けた積極的な広報活動を行い、2022年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指すとしている。